

第九管区海上保安本部公示第5号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年1月9日

第九管区海上保安本部長

古川 大輔（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 国土交通省北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所
住 所 富山県富山市牛島新町 11-3

名 称 第九管区海上保安本部
住 所 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 伏木富山港富山区（付図に示すとおり）
期 間 令和8年1月9日から1月31日までのうち2日間

3 水路測量の実施方法

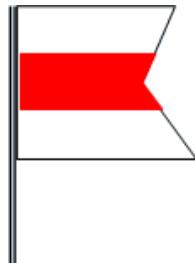
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）

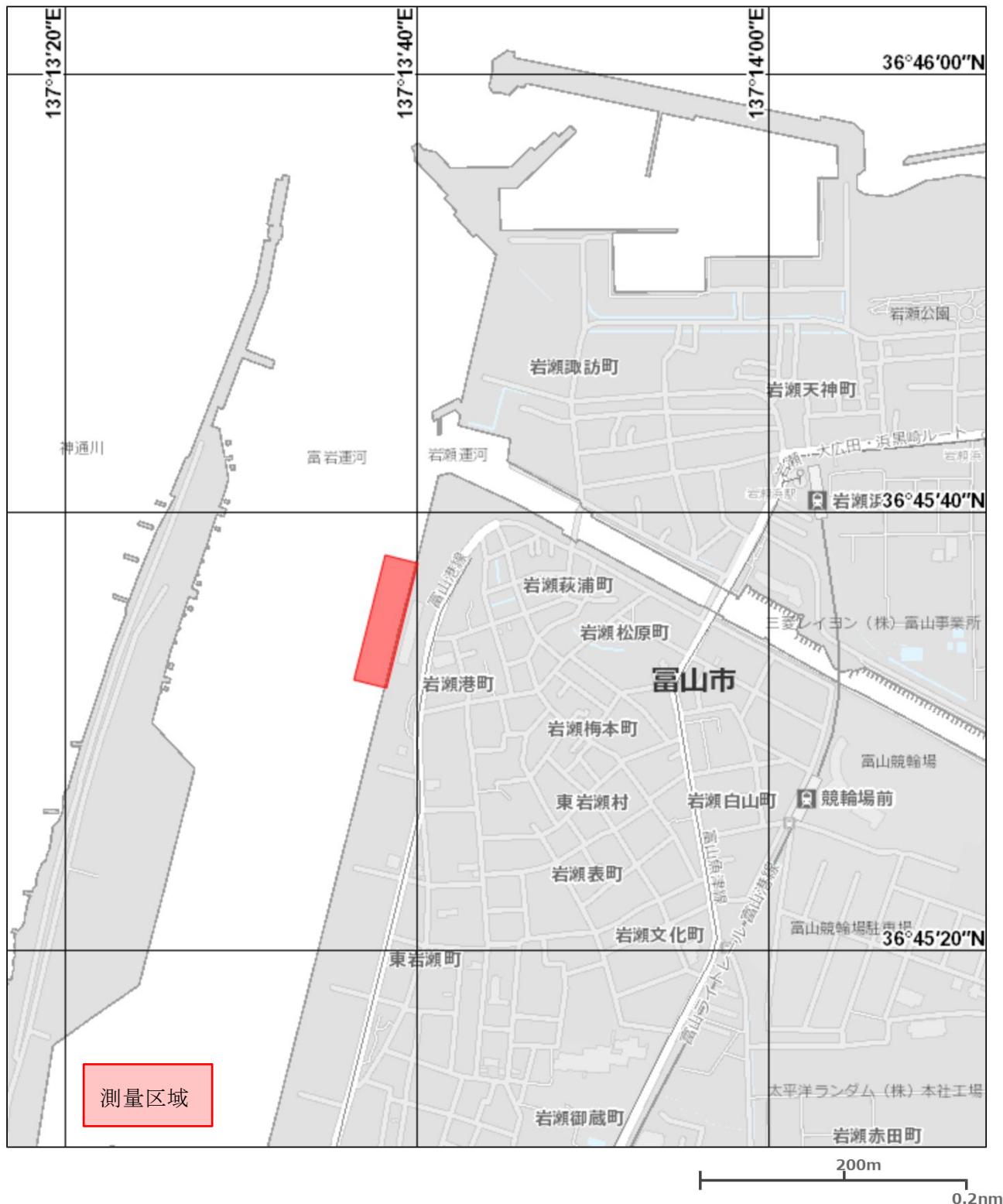
第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。



付 図

測 量 区 域



海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp>) を加工して作成
[海上保安庁 (JCG) / Esri Japan]